

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

フィリピン 編

2010年3月



4. 著作権および著作隣接権

4-1 著作権保護の目的

著作権保護の必要性は、著作者が自己の文学、芸術、音楽作品を他人に公開した際に、その普及を継続的に支配できるべきであるという事実から生じる。そうでなければ、創作した人への補償や適切な認識を与えること無しに、人々は自由に著作物を使用してしまう。

フィリピンでは、著作権保護の目的について 2 つの主要な学説が争っている。その一つは、著作者は創意工夫と労力の利益を得るべきある、という極めて単純なものである。もう一方は、知的創造は個人の自然権を根拠とするのではなく、一般的な社会福祉の上で保護されると説く。IP 法は後者を採用しているとみられ、以下のように規定している。

第 2 条 国家政策の宣言

国家は、技術移転を促進し、外国からの投資を誘引し、またフィリピンの製品に対する市場のアクセスを保証する効果的な知的・産業財産制度がフィリピンにおける創造的な活動の発展のために不可欠であることを認識する。本制度は、科学者、発明者、芸術家その他の才能に恵まれた国民が知的財産および創作物に対して有する排他的権利を、特にその国民に対して有益であるときは、本法で定める期間について保護し、保証する。

知的財産の利用は、社会の機能を支える。この目的のため、国家は、国の発展および進展並びに公共の利益の促進のために知識および情報の普及を促進する。

特許、商標および著作権の登録のための行政手続を合理化し、技術移転に関する登録を緩和し、そしてフィリピンにおける知的財産権の行使を高めることもまた、国家の政策である。

4-2 著作権の定義

IP 法において、著作権は明確に定義されていない。フィリピン最高裁判所の判決の一つでは、著作権は、知的創造物の所有者に対して法律が付与する、法律に明記された範囲におけるその排他的使用と享受の権利である、と説明されている¹¹³。フィリピンにおいて、著作権の下で保護される知的創造物は、IP 法の第 172 条、第 173 条に列挙されており、全ての文学、芸術作品と、その二次的著作物を含む。

172 条 文学および芸術の著作物

172 条 1 項 文学作品と美術の著作物（以下「著作物」）は、文学と美術の領域において、創作時から保護される独創的な知的創作物であり、特に以下ものを含む。

- (a) 書籍、冊子、論文、その他の文書

¹¹³ Habana v. Robles, G.R. No. 131522. (1999 年 7 月 19 日) の係争における C.J. Davide の異議見解書

- (b) 定期刊行物、新聞
- (c) 口頭による発表のために準備された講演、説教、演説、論文で、書面その他の形態であるか否かを問わない
- (d) 手紙
- (e) 演劇または楽劇。無言劇における舞踊の著作物や催し
- (f) 楽曲で、歌詞のあるものと無いもの
- (g) スケッチ、絵画、建築、彫刻、版画、石版画の著作物と、その他の美術著作物。美術著作物のための模型や下絵
- (h) 製造品のための独創的な装飾デザインや模型で、意匠として登録可能か否かを問わない。応用美術の他の著作物
- (i) 地理学、地形学、建築学、科学に関する挿絵、地図、図面、略図、表、三次元著作物
- (j) 科学的または技術的性質の図面、塑性物
- (k) 写真の著作物で、写真に類似の方法で作成された著作物を含む。スライド
- (l) 視聴覚著作物、映画著作物、映画に類似する方法や視聴覚記録物作成のための他の方法で作成された著作物
- (m) 絵の入った解説と広告
- (n) コンピューター・プログラム
- (o) その他の文学、学術、科学、美術著作物

173条 二次的著作物

第173条1項 以下の二次的著作物も、著作権により保護される。

- (a) 文学、美術の著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲、その他の改変物
- (b) 文学、学術、美術の著作物の編集物と、内容の選択、調整、配置を理由として独創的となったデータや他の要素の編集物

このリストは、著作権の与えられる著作物を全て網羅するものではなく、著作権に含まれる著作物の例を単に列挙したに過ぎない。IP法の第175条に規定された「保護されない対象物」を除いて全ての文学作品および美術作品の著作物が保護されるため、著作権による保護を受けるか否かを判断する際はその点のみを留意すればよい。

175条 保護されない対象物

第172条と第173条の規定にかかわらず、思想、手順、方式、方法・運用、概念、法則、発見や単なるデータ自体は、たとえ著作物の中で表現、説明、図示、具体化されていても本法の下では保護されない。報道資料の単なる項目の性質を持つ日々の記事と他の雑多な事実や、立法、行政、法律的な性質を持つ公文書とその公的な翻訳も、保護対象とならない。

4-3 著作権保護の取得

フィリピンにおいて著作物は、その様式、表現形式、内容、品質、目的にかかわらず、創作の事実のみにより著作権の下で保護される。従って、登録や更には公開の必要も無く、その著作物が作成された時から既に著作権保護が享有されており、世間に流通する全ての著作物に対して法定の著作権表示を添付することもできる。著作権表示には、著作権者の氏名、最初に公表した年、創作者の死後に作成されたコピーの場合は死亡の年を、記載することができる¹¹⁴。著作権表示は通常、丸の中にCの文字(すなわち©)や「Copyright」の文字、それを略した「Copr.」で示される。

4-4 著作権の期間

フィリピンにおける著作権の保護期間は、以下の特別な事情に係る規定に従うことを条件として、一般に、著作者の生存の間と死後50年存続する¹¹⁵。

1. 共同著作の著作物の場合、著作権は、最後に生存する著作者の生存の間と死後50年、保護される。
2. 匿名または変名による著作物の場合、著作権は、著作物の最初の合法的な公表日から50年、保護される。著作者の身元が明らかになるか疑い無い場合は、期間は著作者の生存の間と死後50年となる。著作物が公表されていない場合は、著作権期間は著作物の作成日から起算して50年となる。
3. 応用美術の著作物の場合、作成日から25年、保護される。

¹¹⁴ IP法、192条

¹¹⁵ IP法、213条

4. 写真の著作物の場合、著作物の公表から 50 年、もしくは公表されていない場合は作成から 50 年、保護される。
5. 視聴覚記録物作成のための写真に類似した方法もしくは他の方法による著作物を含む、視聴覚著作物の場合、期間は公表日から 50 年、公表されていない場合は作成日から 50 年とする。

ひとたび満了となると、著作権の期間は延長することはできない。

4-5 著作権の所有

IP 法は、著作物の著作者に、最初に著作権を付与している。共同著作の著作物の場合は、共同著作者が著作権者となる¹¹⁶

雇用期間に著作者が創作した著作物の場合は、(a) 対象となる作品の創作が、従業者の正規の職務の一部ではない場合は、たとえ従業者が雇用者の時間、設備、材料を使用したとしても、その著作物は従業者に帰属する。(b) 著作物が、従業者に正規に命じられた職務の遂行の結果である場合は、別段の明示・暗黙の契約が無い限り、その著作物は雇用者に帰属する。

委託された著作物の場合は、著作物を委託した者が対象物の所有権を有するが、書面による別段の規定が無い限り、著作権は創作者に残される。

視聴覚作品の場合は、著作権は、製作者、脚本の著作者、音楽の作曲者、映画監督、翻案された著作物の著作者に帰属する。

4-6 著作権の登録

IP 法は、著作権登録を保護の要件としていない。しかし、国立図書館と最高裁判所に著作物のコピーを 2 通寄託して所定の小額の手数料を支払うことによる著作権の登録手続が存在する。発行される登録証は、著作権のある著作物の有効性と所有について一応の証拠としての役割を果たす。

国立図書館と最高裁判所に対する著作権の寄託と登録の請求には、以下の情報／資料の提出が必要となる。

1. 寄託を求める、原本か、宣伝素材の実際のサンプルを 3 通
2. 著作物を実際に創作した特定人物の氏名と国籍
3. 著作物が完成した正確な日付（すなわち年月日）
4. 必要な手数料の支払い

¹¹⁶ IP 法、178 条

4-7 光メディアにおける知的財産権の保護

2004年にフィリピンで可決された共和国法 No.9239 または 2003 年光メディア法は、光メディアの製造、原版作成、複製、輸出入を規制する法律である。光メディアは、原版作成や複製によって音声・映像を含む情報、ソフトウェア・コードが保存される記憶媒体や機器であり、高輝度なレンズスキャン機構を用いてアクセスおよび読み取りを可能としている。レーザーや他の手段の光源も、将来に開発され得る。

光メディアを使用した海賊版や模倣品に対抗するため、同法は、とりわけ以下の機能を遂行する光メディア委員会（Optical Media Board、以下 OMB）を設置した。

1. 以下を行なう施設の検査を実施する
 - (a) 光メディアの原版作成、製造、複製に使用されたか使用が意図された、光メディア、製造機器、部品・アクセサリ、製造資材の、輸出入、取得、販売、流通
 - (b) 光メディアの原版作成、製造、複製のための、製造機器、部品・アクセサリの保有や運用、もしくは製造資材の保有、取得、販売、使用
 - (c) 光メディアの原版作成、製造、複製、輸出入
2. 捜査令状の請求と入手、または光メディアの原版作成、製造、複製に使用された光メディア、資材、機器道具の予防留置
3. 本法の違反者の刑事訴追における申立人としての行動
4. 本法の違反者に対する行政事件の審理と決定、行政処分の実施

本法の下で、光メディア委員会は国際レコード・ビデオ製作者連盟（IFPI）が管理するソース識別コードシステムを採用している。全ての原版作成、プレス、型の機器類は、OMB に割り当てられたソース識別コード（SID コード）を保有し、組み込むことが求められる。フィリピンで製造、原版作成、複製、輸出される全ての光メディアはそれぞれ、SID コードの添付が求められている。

IP 法の下での著作権侵害の罪に加え、本法は、次の行為を行なう個人や組織に対する追加的な刑罰規定を設けることで、光メディアにおける著作権対象物保護の、更なる強化を狙っている。

1. 光メディア委員会（以下、OMB）からの必要なライセンス無く、製造機器や部品・アクセサリの輸出入、取得、販売、流通、保有、運用を行なうこと

2. OMB からの必要なライセンス無く、光メディアの原版作成、製造、複製、輸出入を行なうこと
3. 権限や所有者の同意無く、商業上の利益や金銭的な利益を意図して、光メディアに知的財産についての原版作成、製造、複製を行なうこと
4. 完成した製品に SID コードの添付や組み込みをせずに、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
5. 完成した製品に誤った SID コードを添付、組み込んで、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
6. 完成した製品に、OMB から他の者に割り当てられた、または OMB に割り当てられ、他の者や施設、組織にその製品への使用、添付、組み込むことを許すことが許可された、誤った SID コードを添付、組み込んで、光メディアの原版作成、製造、複製を行なうこと
7. OMB からの必要なライセンス無く、光メディアの原版作成、製造、複製に使用または使用を意図した商業的な量の製造資材を輸出入、販売、流通、保有、取得すること
8. OMB からライセンスを受けた後に、知的財産権の所有者や代理人、譲受人の同意を得ていない者に対し、その知的財産権に関する光メディアの原版作成、製造、複製を故意に実施し、サービスを提供すること
9. OMB による検査を拒否、または検査実施中に本法の規定に違反することが発見された、予防拘留のための光メディア、機器、部品・アクセサリや道具を含む製造資材の引渡しを拒否すること

4-8 著作物の違法なアップロード／ダウンロード

フィリピンでは、インターネットを利用して著作権のある著作物を無断でアップロード／ダウンロードをする行為が増加している。これは、フィリピンでブロードバンドのインターネット利用者が増加したことに直接的に起因しており、インターネットの普及によりP2Pのファイル共有が非常に便利となった。国内のインターネット上の海賊版が増加する一方で、調査や活動が行われておらず、インターネット上で著作権者の保護を効果的に規定する法律も未だ存在しない。

IP 法は既に、著作権のあるファイルを複製、流通させることは侵害行為であるとしているが、フィリピンはまだ、インターネット上の海賊版の害悪を公衆に知らしめるような、積極的なキ

キャンペーンを行なうには至っていない。同法は、フィリピンにおける著作権者の保護に関する基本的な法的枠組みを規定しているに過ぎない。

2000年には、インターネットに関する著作権を扱う最初のステップとして、電子商取引（Eコマース）法が制定され、責任についての重要な法的原則を設立した（すなわち、寄与責任と代位責任が法律上で成文化された）。しかし電子商取引法は、インターネットの特異性を鑑みると、著作権者のニーズに完全には対応できていない。例えば、同法には法定通知期間やテイクダウン規定が無く、著作権者には、インターネット上から無許可の著作物を取り除くための、実用的で便利な手段が無い。

APPLICATION FOR COPYRIGHT
(Please Read Instructions Carefully Before Filing Blanks)

___ (Published)
___ (Unpublished)

_____ FILING DATE PAPER NO.

The Director, The National Library, Manila

Date _____

SIR: I have the honor to apply for the copyright registration of the (a) unpublished (b) Published work named herein of which (c) 2 complete copies are herewith deposited compliance with the provision of REPUBLIC ACT 8293. The amount of P200.00 for the registration fee and ten pesos worth of documentary stamp to be affixed to the certificate are also enclosed. The data required by the rules and regulations of that office are the following:

1. Name and address of copyright owner: _____
(Claimants full legal name)

(Street number, municipality and province)

2. Name of author: _____

3. Country of which the author is a citizen: _____
(Country)

4. If alien author, state Alien Certificate No. and where domiciled in the Philippines _____

5. Title of the Work: _____
(Title as it appears on the front page of the title page of the work followed by the edition number, if any)

6. Class to which the work belongs: _____

7. If copyright is claimed upon a new matter in a reissued work, state new matter specifically: _____

8. (d) Completed (e) Printed or Reproduced copies on the _____ day of _____
(Date when the work or its printing was completed)

at _____ by _____
(Municipality, Province) (Person or Establishment making the printing or reproduction in copies)

9. First published or sold to the public in the Philippines on the _____ day of _____
(Date when the work was placed on sale, sold or publicly distributed)

at _____ by _____
(Municipality, Province) (Person or Establishment)

10. Send certificate of Registration to: _____
(Name and address)

11. Unit price if reproduced in copies for sale: P _____

Very Respectfully,

(Signature of Applicant)

Deposit received on _____ Certificate issued on _____

Application received on _____ Signed by _____

Affidavit received on _____ Certificate mailed by _____

Fee received P _____ O.R. _____ Certificate Received by _____
(Signature of receiver)

Date of Registration _____ XXc _____

* of the lines marked (a) to (e) use the ones which apply and cross out the lines not used

** The word author embraces a translator, a composer, painter, sculptor or other artists, or a photographer or a producer of a cinematographic film or publisher of a periodical, or an editor of work without known authors.

+ In case of periodicals, the title includes the volume and number as well as the date of each issue separately registered e.g., Philippine Magazine Vol. XXX No. 2, July 1993

++ See class designation at the bottom of the reverse or back side hereof. A representative may sign the application under the name of the claimant. Accomplish this form in duplicate;

TYPEWRITTEN ONLY

AFFIDAVIT

(IMPORTANT – This affidavit must be executed by individual an official of a corporation or firm may act and must be under the seal of an officer authorized to administer oaths within the Philippines. In case of published works the execution must be subsequent to the date of publication. The affiant must fill in the required statements to accord with the fact concerning the work named and draw pen through statements not intended to be made)

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

Municipality of _____
Province or City of _____ S.S.

I, _____, being duly sworn, depose and solemnly affirm and say:

That I am the (a) person claiming copyright (b) printer who printed (c) duly authorized agent or representative residing in the Philippines of the claimant of copyright in the Work named herein;

That (d) I am a resident of the municipality of _____ Province of _____ and (e) _____ of _____ claim/s
(name of Claimant if other than affiant) (municipality, province)

ownership of copyright in the said work (f) as (g) by assignment (h) by inheritance from the author hereof, that said work is (i) original, not copies from any work whether published or unpublished (j) a work falling under Sec. 172 of R.A. 8293 of which consent of the copyright owner has been secured **of which 2 complete copies have been deposited, is entitled**

_____ (Title as it appears on the front part of title page (if book))

_____ of the work, edition number if any; author's name if he is different from claimant)

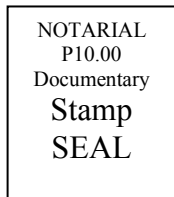
and have been (k) completed (l) printed or reproduced in copies at _____
(Municipality, Province)

by _____, the work or its printing or reproduction having been completed on the ____ day of _____, and the said work was first published or sold to the public in the Philippines on the ____ day of _____ at _____, _____, at _____
(same date given in the application) (Municipality, Province)

by _____
(Name of person in the application)

(Signature of person making affidavit)

SUBSCRIBED AND SWORN TO before me this ____ day of _____, 20__ . The deponent in the foregoing Affidavit, who is personally known to me, exhibited to me his _____ and _____.



NOTARY PUBLIC
My commission expires on

Doc. No. _____
Page No. _____
Book No. _____
Series of 20 ____.

- 1. Of the lines number (a) to (l) use the ones which apply and cross out lines not use.
- 2. See footnote ** on the reverse back side hereof.
- 3. In case of periodicals the title includes the volume and number as well as the date of which issue separately registered; e.g., Philippine Magazine Vol. XXX No. 2 July 1993.
- 4. In case of manuscripts or unpublished works, data regarding publication are not involve and corresponding blanks spaces need only be created out.

CLASS DESIGNATIONS OF COPYRIGHT WORKS UNDER R.A. 8293

(a) Books, Pamphlets, articles and other writings; (b) Periodical and newspaper; (c) Lectures, sermons, addresses, dissertations for oral delivery, whether or not reduced in writing or other material form; (d) Letters; (e) Dramatic or dramatico-musical compositions; choreographic works or entertainment in dumb shows; (f) Musical compositions with our without words; (g) Works or drawing, painting, architecture, sculpture, engraving lithography or other

works of arts, models or design for works of arts; (h) Original ornamental designs, or models for articles of manufacture, whether or not registrable as an industrial designs and other works of applied art (i) illustrations maps, plans, sketches, charts and three-dimensional works relative to geography, topography, architecture or science; (j) drawings or plastic works of a scientific or technical character; (k) Photographic works including works produced by a process analogous to photography-lantern slide (l) Audiovisuals works and cinematographic works produced by a process analogous to cinematography or any process for making audio-visual recordings (m) Pictorial illustrations and advertisements; (n) Computer Programs; (o) Other, literary, scholarly, scientific and artistic works; (p) Sound recordings; and (q) Broadcast recordings.